

新潟県地域農政推進費
補助金等交付要綱

令和8年3月

新潟県農林水産部地域農政推進課

目 次

I	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱	1
	・別 表	
	(地域農業計画係)	
	B-1 機構集積協力金交付事業-----	13
	B-2 農地中間管理機構事業-----	13
	B-3 機構特例農地売買支援事業-----	13
	B-4 遊休農地解消対策事業-----	13
	B-5 集落営農活性化支援事業-----	14
	B-6 新潟県担い手育成総合支援協議会運営支援事業-----	14
	B-7 所有者不明農地対策事業-----	14
	B-8 農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業----	14
	(中山間地域活性化推進係)	
	D-1 中山間地域等直接支払交付金-----	15
	D-2 日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)---	15
	D-3 農村集落の新たなチャレンジ支援事業-----	16
	D-4 農山漁村振興対策事業のうち中山間地域所得確保推進事業---	16
	D-5 農村の持続可能な体制づくりサポート事業-----	16
II	別記第1号様式(補助金等交付申請書)-----	17
III	別記第1号様式の2(変更交付申請書)-----	50
IV	別記第2号様式(事業計画変更承認申請書)-----	53
V	別記第3号様式(事業中止(廃止)承認申請書)-----	56
VI	別記第4号様式(状況報告書)-----	59
VII	別記第5号様式(実績報告書)-----	62
VIII	別記第6号様式(消費税等仕入控除税額報告書)-----	65
IX	別記第7号様式(概算払請求書)-----	69

I 新潟県地域農政推進費 補助金等交付要綱

I 新潟県地域農政推進費 補助金等交付要綱

新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱

(趣 旨)

第1 知事は、農林水産業の振興を図るため、市町村若しくは知事が適当と認める団体等が行う農林水産業の振興に関する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金等は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金等は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金等の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金等により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金等により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金等により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 別記に掲げる事業について、補助事業者は、地方公共団体以外の事業実施主体に補助金等を交付するときは、各事業実施主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - ア 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - イ 事業実施主体は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第1号様式の2によるものとするが、第5の規定により事業計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金等に係る消費税等仕

入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

（変更の承認申請）

第 5 第 3 の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第 6 第 3 の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表に定めるとおりとする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第 7 第 3 の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第 8 第 3 の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第 9 規則第 7 条の規定による期日は、補助金等の交付決定通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第 10 規則第 10 条の規定による報告は、補助金等の交付の決定に係る年度の別表に定める日現在において、別記第 4 号様式により状況報告書を作成し、翌月 10 日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第 13 の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。また、別表の B-3 に掲げる事業にあっては、第 4 に規定する交付申請書をもって代えることができるものとする。

（実績報告書）

第 11 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 5 号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金等から減額して報告しなければならない。

4 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請を行い、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 6 号様式による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であつ

ても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第12 規則第19条第4号に規定する財産は、事業により取得した価格が1件500,000円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(概算払)

第13 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第14 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き所轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第15 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年10月12日から実施する。
- 2 この要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和55年7月10日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和55年9月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和56年9月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和58年10月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 昭和57年以前に選定された地域及びこの改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和59年10月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 昭和58年以前に選定された地域及びこの改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和60年10月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和61年10月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和62年7月24日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和63年10月4日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成元年7月10日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

この改正要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成3年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成5年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年2月9日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年2月10日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年10月27日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年5月10日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年4月8日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年12月28日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年4月9日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年9月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年4月3日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年12月8日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成13年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年2月15日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年2月20日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 22 年 1 月 5 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成24年4月6日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成25年8月26日から施行し、平成25年5月16日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成26年5月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成27年5月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成27年9月9日から施行し、平成27年4月9日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成28年3月18日から施行し、平成28年2月26日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 30 年 5 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 30 年 11 月 7 日から施行し、平成 30 年 10 月 12 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和元年 7 月 4 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和元年 8 月 26 日から施行し、別表 B-4 「農地中間管理機構事業」については平成 31 年 4 月 1 日から、別表 B-9 「耕作放棄地再生作業支援事業」については令和元年 7 月 9 日から、別表 D-6 「未来につなぐ中山間地域活性化支援事業」については令和元年 7 月 18 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 7 月 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 10 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱第 11 第 2 項（実績報告書）の提出時期について「事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の 4 月 5 日」とあるのは、別表の B-10 の欄「新潟県収入保険加入加速化事業」にあつては「事業の完了の日から起算して 10 日を経過した日又は令和 3 年 3 月 22 日」、別表の C-1 の欄「農泊・農山漁村体験受入持続化支援事業」にあつては「事業の完了の日から起算して 10 日以内又は令和 3 年 3 月 10 日」と読み替える。
- 3 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 4 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 3 年 7 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたもの

とみなす。

- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和3年10月19日から施行し、令和3年10月18日から適用する。
- 2 改正後の要綱第11第2項（実績報告書）の提出時期について「事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月5日」とあるのは、別表のC-1の欄「教育体験旅行等受入継続支援事業」にあつては「事業の完了の日から起算して10日以内又は令和4年3月10日」と読み替える。
- 3 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 4 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和4年3月9日から施行し、令和3年12月20日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和4年6月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和4年11月4日から施行し、令和4年10月18日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和5年6月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和6年6月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和7年5月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和8年3月26日から施行し、令和8年2月27日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

別表

番号	補助事業等	補助等の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
				次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更	
B-1	機構集積協力金交付事業	機構集積協力金交付事業費 市町村が行う、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要な次の取組に要する経費 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 機構集積協力金推進事業	定額	1 (1)から(3)の経費の合計額の30%を超える増減 2 (1)及び(2)の事業と(3)の事業の相互間における経費の増減	事業の新設又は廃止	各四半期（第4・四半期を除く）の末日
B-2	農地中間管理機構事業	農地中間管理機構事業費 機構が農地の集積・集約化に取り組むために要する次の経費 (1) 借受農地管理等事業 (2) 農地中間管理機構運営事業	定額	補助等の対象となる経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	第2・3四半期の末日
B-3	機構特例農地売買支援事業	農地売買支援事業費 機構が農地売買のために要する次の経費 機構業務費 (1) 契約書及び許可申請書作成費 (2) 契約書及び許可申請書等関係資料作成費 (3) 登記申請書 (4) 登記関係証明書 (5) 諸税 (6) 金銭消費貸借契約費 (7) 対価賃借料徴収支払関係費 (8) 財産管理費 (9) 測量費 (10) 通信費 (11) 旅費 (12) 資金回収事務費 (13) 信託・出資検討会費 (14) 農地管理業務費 (15) 委託契約印紙税 (16) 連携強化活動費 機構が行う事業の実施に係る団体等との連携活動に要する経費	当該事業に要する経費の10/10以内		1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止	第2・3四半期の末日
B-4	遊休農地解消対策事業	機構や市町村が遊休農地を解消するための簡易な整備に要する次の経費 草刈り、抜根（農業生産を目的に新植・改植された樹木を除く。）、整地等	定額 （上限単価は10アール当たり43千円）		1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	第2・3四半期の末日

番号	補助事業等	補助等の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
				次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更	
B-5	集落営農活性化支援事業	(1) 集落営農組織等が以下の取組を行う経費に対して、市町村が助成するに要する経費 ア 集落ビジョンの策定及び集落ビジョンの実現に向けた「イ」以外の取組 イ 集落ビジョンの実現に向けた共同利用機械等の導入 (2) 市町村が集落営農組織等の取組に対するサポート活動を行うのに要する経費	定額 当該事業に要する経費の1/2以内 定額	補助等の対象となる経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	第3四半期の末日
B-6	新潟県担い手育成総合支援協議会運営支援事業	新潟県担い手育成総合支援協議会運営支援事業費 新潟県担い手育成総合支援協議会が、経営体の確保・育成に資する取組に要する経費	当該事業に要する経費の10/10以内	補助等の対象となる経費の欄に掲げる経費の30%を超える増減		11月30日
B-7	所有者不明農地対策事業	農業会議が本要綱に基づき行う事業に要する経費	定額		1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	第2・3四半期の末日
B-8	農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業	(1) 地域集約タイプ 市町村が行う、機構を通じた地域での農地の集約化を促進するために必要な取組に要する経費 (2) 担い手集約タイプ 市町村が行う、機構を通じた担い手への農地の集約化を促進するために必要な取組に要する経費 (3) 多用途利用米団地定着タイプ 市町村が行う、多用途利用米の団地を定着するために必要な取組に要する経費	定額	補助等の対象となる経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の増額又は3割を超える減額	事業内容の新設又は廃止	各四半期(第4・四半期を除く)の末日

番号	補助事業等	補助等の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
				次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更	
D-1	中山間地域等直接支払交付金	市町村が中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づいて行う交付金の交付に要する経費	一般地域 当該事業に要する経費の 3/4 以内 特認地域 当該事業に要する経費の 2/3 以内		交付金の 30% を超える増減	12 月 31 日
D-2	日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）	<p>(1) 市町村推進事業 市町村が日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知（以下「日本型直払推進交付金実施要綱」という。））別紙 2 の第 2 の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 ア 促進計画の策定に要する経費 イ 推進・指導に要する経費 ウ 実施状況の確認に要する経費 エ 支払調書の作成に要する経費 オ 基準検討会の実施に要する経費 カ その他中山間地域等直接支払交付金の実施に必要な事項に要する経費</p> <p>(2) 推進組織推進事業 推進組織（日本型直払推進交付金実施要綱別紙 4 により設置又は附則 4 により承認されたものとみなされた組織）が日本型直払推進交付金実施要綱別紙 2 の第 3 の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 ア 推進・指導に要する経費 イ 確認事務に要する経費 ウ その他中山間地域等直接支払交付金の実施に必要な事項に要する経費</p>	定額		国庫交付金の増額又は 30 % を超える減額	各四半期（第 4 ・四半期を除く）の末日

番号	補助事業等	補助等の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
				次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更	
D-3	農村集落の新たなチャレンジ支援事業	将来プランに位置づけた営農の継続や集落機能の維持に向けた取組に要する経費	定額		1 事業実施主体の変更 2 将来プランの変更 3 補助金額の増又は3割を超える減	11月30日
D-4	農山漁村振興対策事業のうち中山間地域所得確保推進対策	中山間地域所得確保対策実施要領に基づいて行う中山間地域の農業者の所得確保に向けた計画の策定と実践に必要な次の活動に要する経費 (1) 国内市場、海外市場に関するマーケット調査 (2) 農産物・加工品に対する消費者動向調査 (3) 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析 (4) 高収益作物導入などの生産・販売等の戦略検討 (5) 中山間地域所得確保計画の策定 (6) 計画の実践 (販売開始、販路拡大等)	定額		1 事業費の30%を超える増減又は補助金の増 2 事業実施主体の変更	各四半期(第4・四半期を除く)の末日
D-5	農村の持続可能な体制づくりサポート事業	市町村が地域おこし協力隊 OB や中間支援組織等の外部人材を活用しながら行う、新たな地区支援に係る活動や、ビレッジプラン重点地区の活動継続に向けた体制づくりに係る経費	当該事業に要する経費の1/2以内 (上限1,000千円/市町村)		1 外部人材の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 補助金額の増又は3割を超える減	11月30日

II 別記第1号様式(補助金等交付申請書)

◎ 各事業共通別記第1号様式		19
・ 同様式の別表(納税対応状況表)		20
○ 別記第1号様式の別紙		
(地域農業計画係)		
B-1 機構集積協力金交付事業		21
B-2 農地中間管理機構事業		23
B-3 機構特例農地売買支援事業		25
B-4 遊休農地解消対策事業		28
B-5 集落営農活性化支援事業		30
B-6 新潟県担い手育成総合支援協議会運営支援事業		32
B-7 所有者不明農地対策事業		34
B-8 農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業		37-2
(中山間地域活性化推進係)		
D-1 中山間地域等直接支払交付金		38
D-2 日本型直接支払推進交付金 (中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)		45
D-3 農村集落の新たなチャレンジ支援事業		47
D-4 農山漁村振興対策事業のうち中山間地域所得確保推進事業		48
D-5 農村の持続可能な体制づくりサポート事業		49

別記第1号様式（各事業共通）

令和 年度 費
補助金（又は交付金）交付申請書

番 号
令和 年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者等名
代表者職氏名

令和 年度において別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別記第1号様式の別表（共通様式）

事業主体における消費税の納税対応状況確認表

市町村名

事業主体名	予定の納税対応（納税対応の実績）			確認	消費税等仕入控除税額		
	1 課税売上げなし				該当なし		
	2 市町村の一般会計						
	3 免税事業者						
	納税義務者	(1) 簡易課税制度採用者				含む	
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超					
		(3) 一般の事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下	ア 課税売上割合が95%未満	(ア) 一括比例配分方式			
				(イ) 個別対応方式	a 共通用		
					b 非課税売上げ用		
			c 課税売上げ用		あり		
		イ 課税売上げ割合が95%以上					
事業主体が異なるごとに上記を繰り返して記述する							
備考							

- (注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
- 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3（※1）に掲げる法人又はみなし法人（※2）をいう。
- ※1 消費税法別表第3に掲げる法人（抜粋）
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
- ※2 みなし法人
人格のない社団等のことで、法人でない社団（※3）又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。
- 4 実績報告を提出するにあたっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。（仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合を除く。）
なお、実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定年月及び資料等の名称を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに要綱第11の4の手続きを行うこと。

別記第1号様式の別紙(B-1) (機構集積協力金交付事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

事業内容	事業 (予定)量	対象地域・経営体 (予定)数	交付 (予定)額	備 考
機構集積協力金交付事業				
(1) 地域集積協力金交付事業	a	地域	円	
(2) 集約化奨励金交付事業	a	地域	円	
(3) 機構集積協力金推進事業	—	—	円	
合 計	—	—	円	

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する (又は要した)経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	その他	
機構集積協力金交付事業	円	円	円	
(1) 地域集積協力金交付事業				
(2) 集約化奨励金交付事業				
(3) 機構集積協力金推進事業				
合 計				

4 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備 考
			増	減	
機構集積協力金交付事業	円	円	円	円	
(1) 地域集積協力金交付事業					
(2) 集約化奨励金交付事業					
(3) 機構集積協力金推進事業					
合 計					

別記第1号様式の別紙(B-2) (農地中間管理機構事業)

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画 (又は実績)

事業内容	交付 (予定) 額	備 考
農地中間管理機構事業		
(1) 借受農地管理等事業	円	
(2) 農地中間管理機構運営事業	円	
合 計	円	

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する(又は 要した)経費	負 担 区 分				備 考
		国庫補助金	県補助金	農地中間 管理機構	その他	
農地中間管理機構事業	円	円	円	円	円	
(1) 借受農地管理等事業						
(2) 農地中間管理機構運営事業						
合 計						

4 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農地中間管理機構事業	円	円	円	円	
(1) 借受農地管理等事業					
(2) 農地中間管理機構運営事業					
合 計					

6 添付書類

- (1) 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）
- (3) 支払経費の内訳を記載した資料又は帳簿の写し（実績報告書の場合に限る。）

別記第1号様式の別紙(B-3) (機構特例農地売買支援事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

機構業務

ア 事業推進計画 (又は実績)

(農地中間管理機構)

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	金額 内訳
2 諸税		筆	
3 財産管理費			委託事業の場合には、委託先名を記入すること。
(1) 見回り	回	延 人	
(2) 除草		ha	
4 測量費		件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費 (旅費)	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 (保全検討会)	回	延 人	
9 印紙税		部	
10 連携強化活動費			
(1) 連携強化活動手当		延 人	
(2) 資料作成作業員		延 人	
(3) 連携協議会開催費	回	延 人	
(4) 連携調査旅費	回	延 人	

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）

（農地中間管理機構）

区 分			一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等		合計			
			件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	価格	件数	面積	価額	
			件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円	
売 買	前年度末保有量																
	本年度分	買入															
		売渡															
		一時貸付															
本年度末保有量																	
貸 借	前年度末保有量	賃貸借	一般タイプ														
			担い手支援（貸借）														
		使用貸借	一般タイプ														
			担い手支援（貸借）														
		未貸付	一般タイプ														
			担い手支援（貸借）														
	本年度分	継続貸付	一般タイプ														
			担い手支援（貸借）														
		新規貸付	一般タイプ														
			担い手支援（貸借）														
		解約	一般タイプ														
			担い手支援（貸借）														
		返還	一般タイプ														
			担い手支援（貸借）														
	本年度末保有量	賃貸借	一般タイプ														
			担い手支援（貸借）														
使用貸借		一般タイプ															
		担い手支援（貸借）															
未貸付		一般タイプ															
		担い手支援（貸借）															

- (注) 1 売買の欄は売買支援実施要綱第4の1の(2)のアの(ア)の事業を、貸借の欄の担い手支援（貸借）は同要綱第4の1の(2)のアの(オ)の事業を、一般タイプは同要綱第4の1の(2)のイの事業をいう。
- 2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 3 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受＝買入、譲渡＝売渡として外数で記載すること。
- 4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売り渡した面積を〔 〕内に記載する。
- 5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する（年払いについては価額の記載を要しない）。
 なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。
- 6 解約とは、農地中間管理機構と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構との関係である。
- 7 農業用施設用地等には混牧林利用地を含め、農業用施設等には当該施設と一体的に利用される装置を含む。

ウ 経営構造改革緊急加速リース支援事業計画(又は実績)

事業実施主体名	業務費内訳	員 数	事業費	国 費
			円	円

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)+ (E)	補助事業に 要する(又 は要した) 経費 (A)+(B)	負 担 区 分					備考(経 費の内訳 等)
			国 庫 補助金 (A)	県補助 金 (B)	市町村 費 (C)	農地中 間管理 機構等 費(D)	その他 () (E)	
農地売買等支援事業費 機構業務費	円	円	円	円	円	円	円	
合 計								

4 事業完了予定年月日(又は完了年月日) 令和 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
県補助金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
農地売買等支援事業費 機構業務費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

支払経費の内訳を記載した資料又は帳簿の写し(実績報告書の場合に限る。)

別記第1号様式の別紙(B-4) (遊休農地解消対策事業)

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画 (又は実績)

(農地集積・集約化等対策事業実施要綱 (平成26年2月6日付け25 経営第3139号) で定められた遊休農地解消対策事業実施計画 (事業完了報告書) を添付すること。)

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する(又は要した)経費	負 担 区 分					備 考
		国庫補助金	県補助金	農地中間管理機構	市町村	その他	
遊休農地解消対策事業	円	円	円	円	円	円	
合 計							

4 事業完了予定年月日 (又は完了年月日) 令和 年 月 日

5 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
遊休農地解消対策事業	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）
- (3) 支払経費の内訳を記載した資料又は帳簿の写し（実績報告書の場合に限る。）

別記第1号様式の別紙(B-5) (集落営農活性化支援事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

取組内容	事業(予定)量	事業費	備考
1 集落ビジョン策定等支援事業		円	
2 集落ビジョン実現支援事業			
3 集落営農活性化関係機関推進事業			
合 計			

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する(又は要した)経費	負担区分			備考
		国庫補助金	市町村費	その他	
1 集落ビジョン策定等支援事業	円	円	円	円	
2 集落ビジョン実現支援事業					
3 集落営農活性化関係機関推進事業					
合 計					

4 事業完了(又は予定)年月日
令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 市町村費 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 集落ビジョン策定等支援事業	円	円	円	円	
2 集落ビジョン実現支援事業					
3 集落営農活性化関係機関推進 事業					
合 計					

別記第1号様式の別記(B-6) (新潟県担い手育成総合支援協議会運営支援事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

区 分	内 容	
○新潟県担い手育成総合支援協議会の事業運営		
職員設置	設置人数	人
	うち補助対象	人
運営に係る会議の開催	開催回数	回
○認定農業者等が経営体に発展していくための働きかけ		
(1)経営発展研修会の開催		
経営管理	開催回数	回
財務管理	開催回数	回
マーケティング	開催回数	回
(2)県認定農業者会の運営支援		
運営に係る会議の開催	開催回数	回
○県担い手経営発展推進大会の開催		
	開催回数	回
○その他、経営体の確保・育成に係る業務		

3 経費の配分

区 分	総事業費	補助事業に要する (又は要した) 経費	負担区分	
			県補助金	その他
事業費	円	円	円	円
合 計				

4 事業完了 (又は予定) 年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
○新潟県担い手育成総合 支援協議会の事業運営	円	円	円	円	
○認定農業者等が経営体 に発展していくための 働きかけ					
(1)経営発展研修会の開催					
(2)県認定農業者会の運営 支援					
○県担い手経営発展推進 大会の開催					
○その他、経営体の確保 ・ 育成に係る業務					
合 計					

別記第1号様式の別紙(B-7) (所有者不明農地対策事業)

1 事業の実施 (スケジュール)

--

注：事業の実施内容とその実施時期を具体的に記載すること。

2 事業の実施体制

--

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 所有者不明農地対策企画員の設置

設置時期	氏名	所属・役職	当該者を選定した理由	備考

注：複数名設置する場合は、適宜行を追加すること。

5 支援地域の選定等

(1) 支援地域の選定の取組

実施時期	取組	内容及び回数等

注：適宜、行を追加すること。

(2) 支援地域の概要

	農業委員会名、 支援地域名	支援地域の概要
1		
2		
3		

注1：事業実施計画の場合にその時点のロードマップを添付すること。

注2：事業完了報告書の場合に最終版のロードマップを添付すること。

注3：適宜、行を追加すること。

6 所有者不明農地の解消に向けた牽引取組

(1) 取組内容

農業委員会名、支 援地域名	実施時期	主な支援内容	備考	司法書士等 の活用

注1：司法書士等を活用する取組は、「司法書士等の活用」欄に「○」を記載すること。

注2：適宜、行を追加すること。

(2) 支援地域における所有者不明農地の解消

	農業委員会名、 支援地域名	支援地域内 の農地面積 (ha)	うち所有者不 明農地面積 (ha)	解消目標 (実績) (ha)	目標の考え方（実 績の根拠）
1					
2					
3					

注1：「解消目標（実績）」の欄は、事業実施計画の場合には、「解消目標」とし、事業完了報告書の場合には、「解消実績」とすること。

注2：「目標の考え方（実績の根拠）」の欄は、事業実施計画の場合には、「目標の考え方」とし、事業完了報告書の場合には、「実績の根拠」とすること。

注3：適宜、行を追加すること。

7 取組事例の作成及び情報発信

(1) 取組事例の作成

事例の地域数	作成時期	備考

(2) 取組事例の情報発信

作成する（した）事例の地域名（農業委員会名、支援地域名）	情報発信時期	情報発信の方法	備考

注1：事業実施計画の場合には、「作成する事例の地域名（農業委員会名、支援地域名）」とし、事業完了報告書の場合には、「作成した事例の地域名（農業委員会名、支援地域名）」とすること。

注2：事業完了報告書の場合において、「情報発信の方法」に掲載したホームページのURL等、情報発信した箇所が分かる内容も記載又は添付すること。

8 事業の経費

別紙のとおり。

（注：1～8について、事業完了報告書においては、上段に括弧書で事業実施計画時の内容（変更計画承認を受けた場合は、その時の内容）を記載し、下段に実績又は計画から変更となった内容（軽微な変更のみ）を記載すること。）

(別紙)

令和○年度 所有者不明農地対策事業の経費内訳

	事業費 (円)	うち補助金の額 (円)	経費の根拠
取組内容			
1 ○○の取組	円	円	
2 ○○の取組	円	円	
計	円	円	

添付書類

○○○○、○○○○

注1：「経費の根拠」の欄は、該当する経費ごとに、【単価×数量】の形式で記載すること。

注2：その根拠が「事業費」の欄の金額と一致させること。

注3：事業費の金額及びその根拠（「経費の根拠」の欄に記載している単価）について、それが分かる書類を添付すること。

注4：注3のほか、必要と判断した書類を添付すること。

別記第1号様式の別紙(B-08) (農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

事業内容	事業 (予定)量	対象地域 事業関係者 ^{※2} 生産者 ^{※3} (予定)数	交付 (予定)額	備 考
農地集約プラス多用途利用米団地化 定着支援事業	a	地域	円	
(1) 地域集約タイプ ^{※1}		人		
(2) 担い手集約タイプ		人		
(3) 多用途利用米団地定着タイプ				
合 計	—	—	円	

※1 農地集約化促進事業（集約化加速タイプ）に該当する内容を記載

※2 担い手等の本事業に関する者

※3 多用途利用米の生産者

3 経費の配分

区 分	補助事業に要 する(又は要し た)経費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金	県補助金	その他	
農地集約プラス多用途利用米団地化 定着支援事業	円	円	円	円	
(1) 地域集約タイプ [※]					
(2) 担い手集約タイプ					
(3) 多用途利用米団地定着タイプ					
合 計					

※ 農地集約化促進事業（集約化加速タイプ）に該当する内容を記載

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
県補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備考
			増	減	
農地集約プラス多用途利用米団地化定 着支援事業	円	円	円	円	
(1) 地域集約タイプ※					
(2) 担い手集約タイプ					
(3) 多用途利用米団地定着タイプ					
合 計					

※ 農地集約化促進事業（集約化加速タイプ）に該当する内容を記載

別記第1号様式の別紙(D-1) (中山間地域等直接支払交付金)

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 交付対象面積及び交付額予定(又は実績)

ア 交付対象面積

(単位: m²)

区 分	面積					
	棚田地域振興活動 加算		超急傾斜 農用地保 全管理加 算	ネットワー ク化加算	スマート農 業加算	集落機能 強化加算の 経過措置
	急傾斜分	超急傾斜分				
中山間地域等直接支払 交付金						
計						

イ 交付額

(単位: 円)

区 分	交付額					
	棚田地域振興活動 加算		超急傾斜 農用地保 全管理加 算	ネットワー ク化加算	スマート農 業加算	集落機能 強化加算の 経過措置
	急傾斜分	超急傾斜分				
中山間地域等直接支払 交付金						
計						

(2) 集落協定及び個別協定の締結予定(又は実績)

(単位: 件、m²)

区 分	協定締結数	交付対象面積	備考
集落協定			
個別協定			
計			

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総 額 (A)+(B)+(C) 円	交付金の交付 に要する経費 (A)+(B) 円	負 担 区 分			備 考
			国 (A) 円	県 (B) 円	市町村 (C) 円	
中山間地域等直接支払 交付金						
合 計						

4 事業完了(又は予定)年月日

令和 年 月 日

5 添付資料

(1) 中山間地域等直接支払交付金の収支予算(又は精算)

ア 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国交付金 県 費 市町村費	円	円	円	円	
合 計					

イ 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
中山間地域等直接支払 交付金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 集落協定における直接支払交付金の使用実績(精算時記載)

市 町 村 名	交 付 金 総 額	共同取組活動分		農 業 者 等 分	
		金 額	割 合	金 額	割 合
	千円	千円	%	千円	%

(3) 中山間地域等直接支払交付金区分別内訳表

別紙1のとおり

(4) 中山間地域等直接支払交付金協定別内訳表

別紙2及び3のとおり

(別紙2) 令和〇年度中山間地域等直接支払交付金 協定別内訳表(集落協定)					本体交付金(交付面積、交付金額)																																											
					通常地域														特認地域										* * * * *																			
協定識別 コード	都道府県 名	市町村名	地方公共 団体コー ド	集落協定名	通常地域														特認地域										本体交付金 交付額 (加算措置 除く) (円)	うち田 本体交付金交付額			うち畑 本体交付金交付額			【参 考】 交付 額と内 訳の 合計 チェッ ク												
					通常地域 田 交付基準別							通常地域 畑 交付基準別							特認地域 田 交付基準別					特認地域 畑 交付基準別						田 通常地域分 (円)	田 特認基準分 (円)	田 特認地域分 (円)	畑 通常地域分 (円)	畑 特認基準分 (円)	畑 特認地域分 (円)													
[1] 入力	[2] 入力	[3] 入力	[4] 入力	[5] 入力	[6] 自動入力	[7] 自動入力	[8] 整数	[9] 整数	[10] 整数	[11] 整数	[12] 整数	[13] 整数	[14] 自動入力	[15] 整数	[16] 整数	[17] 整数	[18] 整数	[19] 整数	[20] 整数	[35] リスト	[36] 自動入力	[37] 自動入力	[38] 整数	[39] 整数	[40] 整数	[41] 整数	[42] 整数	[43] 整数	[44] 自動入力	[45] 整数	[46] 整数	[47] 整数	[48] 整数	[49] 整数	[50] 整数	[65] 整数	[66] 整数	[67] 整数	[68] 整数	[69] 整数	[70] 整数	[71] 整数	[78] 自動入力					
					0	0							0									0	0																						0			
					0	0							0									0	0																								0	
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0	0							0									0	0																									0
					0</																																											

別記第1号様式の別紙(D-2)

(日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業) [市町村推進事業])

1 事業の目的

2 事業の内容

市町村推進事業計画(又は実績)

市町村名	促進計画 の策定	推進・指導等				実施状況 確認事務	基準検討 会の実施	集落協定 体制強化	その他 ()
		説明会等 の開催	推進・ 指導等	審査・ 通知等	手引き 等作成				
	策定時期	時期	時期	時期	部数	時期・件数	開催時期	件数	実施時期
	月	月	月	月	部	月・件	月	件	月

3 経費の配分

区 分	総 額 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分		
		国 (A)	県 (B)	市町村 (C)
市町村推進事業	円	円	円	円
合 計				

4 事業完了(又は予定)年月日

令和 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国 交 付 金	円	円	円	円	
県 費					
市 町 村 費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市町村推進事業 (1) 促進計画の策定 (2) 推進・指導等 (3) 実施状況の確認 事務 (4) 基準検討会の 実施 (5) 集落協定の体制 強化計画の策定 (6) その他	円	円	円	円	
合 計					

別記第1号様式の別紙(D-2)

(日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業) [推進組織推進事業])

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 推進・指導計画(実績)

推進組織名	推進・指導内容	実施時期	対象数、回数、部数など	備考
		月	人、集落、回、部	

(2) 確認事務計画(実績)

確認時期	確認内容	確認対象協定数	備考
月		協定	

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

実施内容	実施時期	実施回数	備考
	月	回	

3 経費の配分

区 分	総 額 (A)+(B)+(C)+(D)	負 担 区 分			
		国 (A)	県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)
推進組織推進事業	円	円	円	円	円
合 計					

4 事業完了(又は予定)年月日
令和 年 月 日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国 交 付 金 県 費 市 町 村 費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
推進組織推進事業 (1) 推進・指導 (2) 確認事務 (3) その他推進事業の実施に必要な事項	円	円	円	円	
合 計					

別記第1号様式の別紙(D-3) (農村集落の新たなチャレンジ支援事業)

1 事業の目的

2 経費の配分及び負担区分

区 分	実施主体名	総事業費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
			県補助金 (A)	その他 (B)	
事 業 費		円	円	円	
合 計					

3 事業完了 (又は予定) 年月日
令和 年 月 日

4 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
事 業 費	円	円	円	円	
合 計					

別記第1号様式の別紙(D-4) (農山漁村振興対策事業のうち中山間地域所得確保推進事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分及び負担区分

区 分	実施主体名	総事業費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
			県補助金 (A)	その他 (B)	
中山間地域 所得確保推 進事業		円	円	円	
合 計					

3 事業完了(又は予定)年月日

令和 年 月 日

4 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
国交付金	円	円	円	円	
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
事 業 費	円	円	円	円	
合 計					

別記第1号様式の別紙(D-5) (農村の持続可能な体制づくりサポート事業)

1 事業の目的

2 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
事 業 費	円	円	円	
合 計				

3 事業完了 (又は予定) 年月日
令和 年 月 日

4 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
事 業 費	円	円	円	円	
合 計					

Ⅲ 別記第1号様式の2（変更交付申請書）

◎ 各事業共通別記第1号様式の2	-----	52
------------------	-------	----

別記第1号様式の2

令和 年度

費補助金（又は交付金）変更交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者等名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記
のとおり変更して実施したいので、補助金（又は交付金） 円を金 円に変
更交付されたく新潟県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容（別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。）

（注）1 変更事項ごとに変更後の計画を記載し（当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する）、
その上段に変更に係る部分の当初計画を（ ）書きで記載すること。
2 変更設計書（設計図面を含む。）は、原則として新たに作成することとし、設計説明書、事業
費内訳書及び工事費内訳書（工事費明細書を除く。）に変更がある場合は、当該変更のある部分
について、その上段に当初計画を（ ）書きで記載すること。

IV 別記第 2 号様式 (事業計画変更承認申請書)

◎ 各事業共通別記第 2 号様式	55
------------------------	----

令和 年度

事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者等名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記理由により事業計画を変更したいので承認を受けたく、新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う補助金（又は交付金） 円の追加（減額）交付を併せて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容（別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。）

- (注) 1 変更事項ごとに変更後の計画を記載し(当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する。)、その上段に変更に係る部分の当初計画を()書きで記載すること。
- 2 変更設計書(設計図面を含む。)は、原則として新たに作成することとし、設計説明書、事業費内訳書及び工事費内訳書(工事費明細書を除く。)に変更がある場合は、当該変更のある部分について、その上段に当初計画を()書きで記載すること。
- 3 補助金等の追加(減額)交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

V 別記第3号様式（事業中止（廃止）承認申請書）

◎ 各事業共通別記第3号様式 ----- 58

令和 年度

事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者等名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認を受けたく新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱第7の規定により申請します。

記

1 事業中止（廃止）の理由

2 事業中止（廃止）しようとする以前の遂行状況

(1) 事業

(2) 経費

ア 経費の支出状況

交付 決定額	月 日現在 支出済額		残 額		支出予定額		中止（廃止）に 伴う不用額		備 考
	事業に要し た経費	補助金 (又は交付金) の 額	事業に要す る経費	補助金 (又は交付金) の 額	事業に要す る経費	補助金 (又は交付金) の 額	事業に要す る経費	補助金 (又は交付金) の 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の配分	左の内訳費目	事業に要す る経費	補助金(又は 交付金)の額	事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等)
		円	円	※ 支出済額と支出予定額に区分して記載すること。

VI 別記第 4 号様式 (状況報告書)

◎ 各事業共通別記第 4 号様式	61
------------------------	----

令和 年度

事業状況報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者等名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、 月 日現在の遂行状況を新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱第10の規定により下記のとおり報告します。

記

(単位：千円、%)

事業 区分	事業 種目	事業 主体	事業費 A	交 付 決定額	事 業 の 遂 行 状 況					備 考
					月 日までに完了したもの			残 事 業		
					事業費 B	出来高 B/A(%)	着 工 年月日	事業費	完了予定 年月日	

VII 別記第5号様式（実績報告書）

◎ 各事業共通別記第5号様式	-----	64
----------------	-------	----

別記第 5 号様式

令和 年度

事業費補助金（又は交付金）実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者等名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、別紙
のとおり事業を実施したので、新潟県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績を報告します。
なお、あわせて精算金 円の交付を請求します。

- (注) 1 別記第 1 号様式に準じて関係書類作成し添付すること。
2 補助金等の精算交付が不要の場合は、「なお書き」を削除すること。

VIII 別記第 6 号様式 (消費税等仕入控除税額報告書)

◎ 各事業共通別記第 6 号様式 ----- 67

令和 年度 事業消費税等
仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者等名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱第 11 第 4 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1	新潟県補助金等交付規則第 13 条に基づく確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
		うち国費分	円
		うち県費分	円
2	補助金(又は交付金)の額の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
		うち国費分	円
		うち県費分	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
		うち国費分	円
		うち県費分	円
4	補助金(又は交付金)返還相当額(3-2)	金	円
		うち国費分	円
		うち県費分	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。
 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
 ・事業実施主体の消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 ・事業実施主体の付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額の計算表」の写し
 ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
 ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同行に規定する特定収入の割合を確認できる資料

Ⅸ 別記第 7 号様式 (概算払請求書)

◎ 各事業共通別記第 7 号様式	-----	71
------------------	-------	----

別記第7号様式

令和 年度
概算払請求書

事業費補助金（又は交付金）

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者等名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記により金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

事業区分	事業主体	事業費 A	交付決定額 B	既受領額		今回請求額		出来高 月 日現在		残高 B-(C+D)	しゅん工予定 年月日	備考
				金額 C	C/B %	金額 D	D/B %	事業費 E	E/A %			
		円	円	円	%	円	%	円	%	円		
計												